平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　県は、地域の６次産業化の取組を推進するため、農林水産業者及び農林水産団体（以下「農林水産業者等」という。）が行う「青森県『地域の６次産業化』スタートアップ支援事業」に要する経費について、平成３０年度予算の範囲内において、農林水産業者等に対し、青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和４５年３月青森県規則第１０号。以下｢規則｣という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２　この要綱において「青森県『地域の６次産業化』スタートアップ支援事業」とは、地域の６次産業化の実践として、新商品の開発により、農林水産物の高付加価値化、経営の多角化、所得向上、雇用創出などにつながる次の(１)から(３)までの取組（ただし、(２)及び(３)の取組については、((１)の取組と併せて行うものとする。）をいう。

（１）地域資源を活用した新商品の開発

（２）６次産業化を実践できる人材の育成（加工技術の習得等）

（３）販路の開拓

２　前項の取組は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）農林水産業者等が「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成２２年法律第６７号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）の総合化事業計画の認定を目指して行う新たな取組であること。

（２）農林水産業者等が自ら生産・収穫又は収集した農林水産物を原料として利用する取組であること。

（３）農林水産業者等が自ら加工・販売を行う取組又は食品製造業者等と連携した取組であること。

３　この要綱において「６次産業化推進方針等」とは、市町村内の農林水産業及び６次産業化等の現状と課題、６次産業化等の取組方針、今後（５年後程度）の目標等が記載されているものをいう。

（補助対象経費及び補助金の額）

第３　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第４　規則第３条第１項の申請書は、第１号様式によるものとする。

２　規則第３条第２項及び第３項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）農林水産業者等であることを示す次の書類

ア　農林水産物の生産や販売の実態が把握できる書類（個人の場合）

イ　定款又は登記事項証明書（法人の場合）

ウ　規約及び構成員の名簿（任意団体の場合）

（２）直近の確定申告書や決算報告書など事業運営の内容を判断できる書類

（３）市町村が６次産業化推進方針等を策定している場合はその写し又は策定の確約書

（４）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第５　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第５条の規定により付された条件となるものとする。

（１）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、補助対象経費総額の３０パーセントを超える増減を伴う変更を加える場合及び補助金の額の増を伴う変更を加える場合において、事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第２号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。

（４）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業の完了の日が属する年度の翌年度の４月１日から５年間保管しておくこと。

（申請の取下げの期日）

第６　規則第７条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して１５日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第７　補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第８　補助金の請求は、補助金請求書（第３号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第９　規則第１２条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して３０日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の４月１５日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）事業費の内訳を示す資料

（２）その他知事が必要と認める書類

　　附　則

この要綱は、平成３０年５月３１日から施行する。

別表（第３関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 「青森県『地域の６次産業化』スタートアップ支援事業」に要する次に掲げる経費委託加工料、旅費、会議費、資料印刷費、通信運搬費、包装費、原材料費、検査分析費（衛生検査、成分分析、残留農薬分析等）、研修等受講料、パンフレット・ラベル等作成費、商談会等出展費、情報発信費、専門家指導料等※　ただし、「人材の育成」及び「販路の開拓」の取組に係る経費は、「新商品の開発」の取組と併せて行う場合のみ補助対象経費とする。 | 左の経費の合計額の３分の１に相当する額（ただし、所在する市町村が６次産業化推進方針等を策定している場合は２分の１に相当する額）又は４００千円のいずれか低い額以内の額 |

第１号様式（第４関係）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　　　　殿

郵便番号

　　　　住所

申請者 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業費補助金

交付申請書

　平成３０年度において実施する青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第３条の規定により、関係書類を添えて補助金　　　　　　円の交付を申請します。

記

１　事業内容

別添「平成３０年度「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業計画書（又は実績書）」のとおり

２　補助事業完了予定（又は完了）年月日

平成　　年　　月　　日

３　収支予算（又は精算）

（１）収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額(又は本年度精算額) | 前年度予算額(又は本年度予算額) | 比　較 | 備考 |
| 増 | 減 |
| 県補助金自己負担金 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額(又は本年度精算額) | 前年度予算額(又は本年度予算額) | 比　較 | 備考 |
| 増 | 減 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（別添）

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業

計画書（又は実績書）

１　事業申請者の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主 体 名 |  | 代表者名 | ※　事業者名と同じ場合は、記載不要。 |
| 担当者名 | ※　代表者名と同じ場合は、記載不要。 |
| 所 在 地 | 〒　　－　　　　 |
| 電　　話 |  | * Ａ Ｘ
 |  |
| Ｅメール |  |
| 営農状況 | ※　業種、構成員数（法人の場合）、主な作付品目、経営規模、生産量、販売先、加工品の有無等について記載してください。 |
| 六次産業化・地産地消法の総合化事業計画の認定状況 | 平成　　　年　　　月　認定申請予定 |
| 所在する市町村の６次産業化推進方針等の策定状況 | ・平成　　年　　月　策定予定・策定済み・策定予定なし（平成 　年 　月　 日　　　　市町村　　　課に確認） |

２　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業テーマ |  |
| 目　　標 | ※　取組の具体的な目標を記載してください。 |
| 取組内容（又は取組結果） | ※　取組の具体的な内容を記載してください。 |
| 連携相手先 | ※　加工品開発や委託加工等で他事業者と連携する場合は記載してください。 |
| 指導機関等 | ※　指導・研究機関、指導企業などがある場合は記載してください。 |
| その他（特記事項等） |  |

注１）取組内容のわかりやすい資料があれば添付すること。

注２）実績報告の際には、開発した新商品の概要（規格や原材料等）、作成したパンフレットやチラシ、販促活動の写真等を添付すること。

（参考様式）

文　書　番　号

平成　年　月　日

　青森県知事　三村申吾　殿

 市（町村）長 印

　　市（町村）６次産業化推進方針等の策定に係る確約書

市（町村）における６次産業化を推進するための「　　市（町村）６次産業化推進方針等」について、平成　　年　　月　　日までに策定することを確約します。

（注）

　１　市町村は、補助事業者が事業計画書を提出する時点で６次産業化推進戦略、方針又はこれに準ずるものを策定していない場合であって、かつ、策定を予定している場合は本確約書を作成し、県に提出すること。

　２　策定時期は、年度内で、かつ、当該確約書発行日から３か月以内を目安とすること。

　３　当該確約書を提出した場合であっても、補助事業の完了時点で市町村の６次産業化推進方針等が策定されていない場合は、補助率は経費の合計額の３分の１に相当する額又は４００千円のいずれか低い額以内となること。

（別紙）

事業費の内訳

(単位：円)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内　容 | 単　価 | 数　量 | 計 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

※　欄が足りない場合は、適宜追加すること。

第２号様式（第５関係）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　　　　殿

郵便番号

　 住所

補助事業者 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業

変更（又は中止・廃止）承認申請書

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業費補助金交付要綱第５第１号（第２号）の規定により、その承認を申請します。

記

（注）

　１　記以下の記載は、第１号様式の記以下に準ずるものとし、同様式中「事業内容」を「変更（中止・廃止）の理由」に書き換えること。

２　変更の場合は、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び収支予算と変更後の事業の内容及び収支予算とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

３　中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の理由及び期日を記載すること。

第３号様式（第８関係）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　　　殿

郵便番号

　 住所

補助事業者 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業費補助金

請求書

金　　　　　　　　　　　　　円

　ただし、平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業費補助金として、上記の金額を請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名 |  |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |

（注）

１　「金融機関名」は、支店（出張所）等まで記載すること。

２　「口座番号」は、「普通」「当座」等の区分も記載すること。

第４号様式（第９関係）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　　　　殿

郵便番号

　　　　　　住所

補助事業者　 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業

完了（又は廃止）実績報告書

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた平成３０年度青森県「地域の６次産業化」スタートアップ支援事業が完了（又は廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第１２条の規定により、下記のとおり報告します。

記

（注）

記以下の記載は、第１号様式の記以下に準ずること。